

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第33号

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「373, 000円」を「374, 000円」に改め、同表2の項中「421, 000円」を「422, 000円」に改め、同表3の項中「471, 000円」を「472, 000円」に改め、同表4の項中「532, 000円」を「533, 000円」に改め、同表5の項中「607, 000円」を「608, 000円」に改め、同表6の項中「709, 000円」を「710, 000円」に改め、同表7の項中「829, 000円」を「830, 000円」に改める。

第8条第2項中「とあり、及び」を「とあるのは「100分の165」と、」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

第9条第1項の表1級の項中「187, 300円」を「187, 700円」に改め、同表2級の項中「214, 800円」を「215, 200円」に改め、同表3級の項中「254, 800円」を「255, 200円」に改め、同表4級の項中「274, 200円」を「274, 600円」に改め、同表5級の項中「289, 300円」を「289, 700円」に改め、同表6級の項中「314, 700円」を「315, 100円」に改め、同表7級の項中「356, 400円」を「356, 800円」に改め、同表8級の項中「389, 500円」を「389, 900円」に改め、同表8級の項中「389, 500円」を「389, 900円」に改める。

円」に改める。

第2条 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」」を「「100分の130」とあるのは「100分の167.5」」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）

第7条及び第9条の規定 平成30年4月1日

(2) 改正後の任期付職員条例第8条の規定 平成30年12月1日  
(平成30年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給及び職務の級)

3 平成30年4月1日から第1条の規定の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項及び第5項において「改正前の任期付職員条例」という。）第7条又は第9条の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその受ける号給又はその属する職務の級に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、改正後の任期付職員条例第7条又は第9条の規定による当該適用又は異動の日における号給又は職務の級は、市長の定めるところによる。

(施行日から平成31年3月31日までの間における異動者の号給及び職務の級の調整)

4 施行日から平成31年3月31日までの間において、改正後の

任期付職員条例第7条又は第9条の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその受ける号給又はその属する職務の級に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は職務の級については、当該適用又は異動について、まず改正前の任期付職員条例第7条及び第9条の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の任期付職員条例第7条及び第9条の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 5 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。